

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○都市計画の変更(二件)	(都市計画課)	一
○土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	二
○建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示	(契約課)	二
○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示	(同)	九
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	一一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	一一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退	(同)	一二
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一三

告 示

○宮城県告示第百二十六号
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五〇五〇〇四五九	事業所の名称及び所在地 ほつぶ 気仙沼市本吉町登米 沢百五番地一	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人セミナ	指定年月日 平成二十六年 二月一日
---------------------	---	----------------------------	----------------------	-------------------------

○宮城県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、気仙沼都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。
平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画道路

2 名称 三・四・四号片浜鹿折線

三・四・七号魚市場中谷地線

三・四・十二号南町魚市場線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

気仙沼市河原田一丁目、河原田二丁目、魚市場前、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、港町、仲町二丁目、内ノ脇、内ノ脇二丁目、浜見山、南郷、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、八日町一丁目、八日町二丁目及び本郷の各一部

2 廃止する部分

気仙沼市魚市場前、魚町一丁目、魚町二丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、仲町一丁目、仲町二丁目、内ノ脇、内ノ脇一丁目、南郷、南町四丁目及び弁天町一丁目の各一部

○宮城県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画道路

2 名称 三・四・三号十日町大森線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

本吉郡南三陸町志津川字十日町、同字南町、同字本浜町、同字大森町及び同字大森の各一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

小野 政一 宮城県利府町加瀬字南野中沢三十四番地一

木村 小市郎 宮城県利府町加瀬字南野中沢四十三番地百三十四

片平 廣志 宮城県利府町加瀬字十三塚百三十一番地四

開山 義一 宮城県利府町加瀬字十三塚百三十四番地二

新田 紘子 宮城県利府町加瀬字南野中沢三十五番地一

櫻井 孝子 宮城県利府町加瀬字石切場十六番地

大場 ふじ子 宮城県利府町加瀬字石切場二十四番地

○宮城県告示第百三十号

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「財団法人日本適合性認定協会」を「公益財団法人日本適合性認定協会」に改め、同項第八号中「第四十三条第五項」を「第四十三条第七項」に改め、同項第九号中「女性のチカラは企業の力」普及推進事業」を「女性のチカラを活かす企業」認証制度」に改める。

第五条中「第三条」を「第三条第一項」に、「申請者」を「当該申請者」に改める。

第六条第一項第五号中「財団法人日本適合性認定協会」を「公益財団法人日本適合性認定協会」に改め、同項第七号中「をいう」を「をいい、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために全ての労働者を対象に行う取組を含む」に改め、同条第二項の算式中「 $3 \times A + B + 5 \times C$ 」を「 $A \times 3 + B + C \times 5$ 」に改め、同項Cの表(1)建築コンサルタントの項中「社団法人建設コンサルタント協会（J）」を「一般社団法人建設コンサルタント協会（J）」に改め、同表地質調査の項中「社団法人全国地質調査業協会連合会（J）」を「一般社団法人全国地質調査業協会連合会（J）」に改め、同表補償コンサルタントの項中「社団法人日本補償コンサルタント協会（J）」を「一般社団法人日本補償コンサルタント協会（J）」に改め、同表建築設計の項中「受けた者」や「受けている者」を「社団法人日本建築積算協会（J）」や「公益社団法人日本建築積算協会（J）」に改め、同項Cの表中「女性のチカラは企業の力」普及推進事業」を「女性のチカラを活かす企業」認証制度」に改める。

別表第一補償コンサルタントの項、別表第二補償コンサルタントの項及び別表第三補償コンサルタントの項中「補償関連」を「補償関連 総合補償」に改める。

様式第一号及び様式第一号の二中

1 土地調査 2 土地評価 3 物件
4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償
6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償

1 土地調査 2 土地評価 3 物件
4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償
6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償

「受任機関

住所又は所在地（〒

商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
FAX番号

印

を

「受任機関

住所又は所在地（〒 - ）

商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
FAX番号

印

に改める。

提出者氏名
先
絡
連

印

」

様式第一号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

経営規模等総括表

商号又は名称

1 営業収入実績高

業 種	部 門	前々事業年度分決算実績高 (千円)		前事業年度分決算実績高 (千円)		年 間 平 均 高 (千円)	業 種 ご と の 平 均 高 (千円)		
		自	年	月	自			年	月
		至	年	月	至			年	月
測 量	1 公共測量								
	2 その他								
	小計								
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	1 河川、砂防及び海岸・海洋								
	2 港湾及び空港								
	3 電力土木								
	4 道路								
	5 鉄道								
	6 上水道及び工業用水								
	7 下水道								
	8 農業土木								
	9 森林土木								
	10 水産土木								
	11 造園								
	12 都市計画及び地方計画								
	13 地質								
	14 土質及び基礎								
	15 鋼構造及びコンクリート								
	16 トンネル								
	17 施工計画・施工設備及び積算								
	18 建設環境								
	19 機械								
	20 電気電子								
	21 その他								
	小計								
地 質 調 査	1 土質調査								
	2 岩盤調査								
	3 物理探査								
	4 試験・計測								
	5 その他								
	小計								
補 償 コ ン サ ル タ ン ト	1 土地調査								
	2 土地評価								
	3 物件								
	4 機械工作物								
	5 営業補償・特殊補償								
	6 事業損失								
	7 補償関連								
	8 総合補償								
	9 その他								
	小計								
建 築 設 計	1 建築								
	2 電気設備								
	3 機械設備								
	4 耐震診断								
	小計								
	そ の 他								
	合 計								

2 自己資本額

区分	直前決算時 (千円)
株主資本	
評価・換算差額等	
新株予約権	
計	

3 職員の数

測 量	
測 量 士	測量士補

建設コンサルタント								
技 術 士								
機 械	電気電子	建 設	上下水道	農 業	森 林	水 産	情報工学	応用理学

建設コンサルタント						
1級土木施工管理技士	環境計量士	第1種電気主任技術者	伝送交換主任技術者	線 路主任技術者	R C C M	そ の 他

地 質 調 査			
技 術 士		地質調査技士	そ の 他
建 設	応用理学		

補償コンサルタント				
不動産鑑定士	土地家屋調査士	司法書士	補償業務管理士	そ の 他

建 築 設 計					
構 造 設 計 1級建築士	設 備 設 計 1級建築士	1級建築士	建築設備士	2級建築士	建築積算士

その他の職員	合 計

4 営業年数

営業を開始した時
年 月

転廃業 (休業) の期間		
年 月	年 月	年 月

営業年数
年

様式第四号中

業 種	本・受
測量	
建設コンサルタント	
地質調査	
補償コンサルタント	
建築設計	

や

業 種	本・受
測量	
建設コンサルタント	
地質調査	
補償コンサルタント	
建築設計	

じ

「 評価項目の点数※ 」

「 評価項目の点数※ 」

取得状況評点」や「障害者雇用状況評点」じ「障害者雇用状況評点」や「みちのくEMS取得状況評点」じ「3×①+②+5×③」や「①×3+②+③×5」じぬぬ。

様式第五号を次のように改める。

--	--

様式第七号中 「 年 月 日付」で承認を受けた建設関連業務指名競争入札参加資格については、下記のとおり申請内容に変更があったのでお届けします。」

「 年 月 日付」で承認を受けた建設関連業務指名競争入札参加資格については、下記のとおり申請内容に変更があったのでお届けします。 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十六年二月十八日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の日前に「女性のチカラは企業力の」普及推進事業に基づく確認書の交付又は知事表彰を受けた者に係る改正後の建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（以下「新規規程」という。）第三条第一項第九号及び第六条第二項Gの表の規定の適用については、新規規程第三条第一項第九号中「女性のチカラを活かす企業」認定制度」とあるのは「女性のチカラは企業力の」普及推進事業」と、新規規程第六条第二項Gの表中「女性のチカラを活かす企業」認定制度」とあるのは「女性のチカラは企業力の」普及推進事業」とする。

○宮城県告示第百三十一号
宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規則」を「執行規則」に改める。

第二条中「規則」を「執行規則」に改める。

第三条第一項第七号中「財団法人日本適合性認定協会」を「公益財団法人日本適合性認定協会」に改め、同項第八号中「第四十三条第五項」を「第四十三条第七項」に改め、同項第十号中「女性のチカラは企業力の」普及推進事業」を「女性のチカラを活かす企業」認定制度」に改める。

第三条の二の見出しを「登録の時期」に改め、同条第一項及び第二項中「規則」を「執行規則」に改める。

第五条中「登録申請者」を「当該登録申請者」に改め、「建設工事入札参加業者登録簿」の下に「（以

下「登録簿」という。）を加える。

第五条の二第二項中「規則」を「執行規則」に改め、同項第二号中「財団法人日本適合性認定協会」を「公益財団法人日本適合性認定協会」に改め、同号ヌ中「をいう」を「をいい、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために全ての労働者を対象に行う取組を含む」に改め、同条第二項の表第五条の二第二項第二号ヌに掲げる事項の項中「女性のチカラは企業力の」普及推進事業」を「女性のチカラを活かす企業」認定制度」に改める。

第五条の三第一項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「第五条」に改める。

第五条の四第一項中「規則」を「執行規則」に改め、同条第二項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に改める。

第五条の五第二項中「規則」を「執行規則」に改める。

第五条の七第二項中「まで」を削る。

第七条中「規則」を「執行規則」に改める。

様式第一号中「知事 殿」を「宮城県知事 殿」に改める。

「 3 「受任機関」とは、本店の委任を受けて入札及び契約行為において本店と同様の権限を有する機関であり、建設業法第3条に規定する営業所で、かつ、建設業法施行規則別記様式第1号別表の営業所欄の「その他の営業所」に記載されている営業所をいう。」

「 3 「受任機関」とは、本店の委任を受けて入札及び契約行為において本店と同様の権限を有する機関であり、建設業法第3条に規定する営業所で、かつ、建設業法施行規則別記様式第1号別表2(1)(2)の「営業所一覧表」に記載されている営業所をいう。」

提出者氏名
連絡先
印

様式第二号中

氏 名	氏 名
を	印
	印

に改める。

※この申告書は、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号）に基づき、年度の主観的評価事項を削る。

の評定の算定に使用されず。

「 (許可区分) 国土交通大臣 県知事 (承認番号) 第 号 」	や	「 (許可区分) 国土交通大臣 知事 (承認番号) 第 号 」
--	---	---

「3 「受任機関」とは、本店の委任を受けて入札及び契約行為において本店と同様の権限を有する機関であり、建設業法第3条に規定する営業所で、かつ、建設業法施行規則別記様式第1号別表の営業所欄の「その他の営業所」に記載されている営業所をいう。」

「3 「受任機関」とは、本店の委任を受けて入札及び契約行為において本店と同様の権限を有する機関であり、建設業法第3条に規定する営業所で、かつ、建設業法施行規則別記様式第1号別紙2(1)(2)の「営業所一覧表」に記載されている営業所をいう。」

提出者氏名 連絡先	印
--------------	---

様式第四号を次のようにする。

様式第4号(第5条関係)

建設工事入札参加登録通知書

承認番号 第 号
 郵便番号
 住所又は所在地
 商号又は名称
 代表者名

様

年度における宮城県が発注する建設工事に係る下記の建設業の種類について、競争入札に参加する資格を承認します。

年 月 日

宮城県知事

印

記

1 建設業の種類、総合点数及び等級

建設業の種類	総合点数	*本・受	等級	建設業の種類	総合点数	*本・受	等級

*本・受 本店又は受任機関の工事別

2 主観的事項の主観評点

- | | | | |
|------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|
| 県工事成績評点 | <input type="radio"/> | 優良工事表彰状況 | <input type="radio"/> |
| 事故防止優良者(優良現場代理人)表彰状況 | <input type="radio"/> | 建設業法違反状況 | <input type="radio"/> |
| 指名停止状況 | <input type="radio"/> | 労働災害防止協会表彰状況 | <input type="radio"/> |
| ISO9000S・ISO14000S取得状況 | <input type="radio"/> | みちのくE.M.S取得状況 | <input type="radio"/> |
| 障害者雇用状況 | <input type="radio"/> | ボジティブ・アクション推進状況 | <input type="radio"/> |
| 地域貢献状況 | <input type="radio"/> | 技能士在籍状況 | <input type="radio"/> |
| 消防団協力事業所認定状況 | <input type="radio"/> | 主観評点合計 | <input type="radio"/> |

3 競争入札参加登録の期間

自 年 月 日 至 年 月 日

(ただし、翌年度以降も継続して登録しようとする場合は、翌年度の入札参加登録の前日まで)

様式第六号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 5 条の 4 関係)

建設工事入札参加登録変更通知書

承認番号 第 号

郵便番号
住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

様

年度における宮城県が発注する建設工事に係る下記の競争入札に参加する資格の総合点数及び等級を変更します。

年 月 日

宮城県知事

印

記

1 建設業の種類、総合点数及び等級

建設業の種類	総合点数	*本・受	等級	建設業の種類	総合点数	*本・受	等級

*本・受 本店又は受任機関の工事別

2 主観的事項の主観評点

- 県工事成績評点 優良工事表彰状況
- 事故防止優良者 (優良現場代理人) 表彰状況 建設業法違反状況
- 指名停止状況 労働災害防止協会表彰状況
- ISO9000S・ISO14000S取得状況 みちのく E.M.S 取得状況
- 障害者雇用状況 ボジテイク・アクション推進状況
- 地域貢献状況 技能士在籍状況
- 消防団協力事業所認定状況 主観評点合計

3 競争入札参加登録の期間

自 年 月 日 至 年 月 日
(ただし、翌年度以降も継続して登録しようとする場合は、翌年度の入札参加登録の前日まで)。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十六年二月十八日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の日前に「女性のチカラは企業之力」普及推進事業に基づく確認書の交付又は知事表彰を受けた者に係る改正後の宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（以下「新規規程」という。）第三条第一項第十号及び第五条の二第二項の表の規定の適用については、これらの規程中「女性のチカラを活かす企業」認証制度」とあるのは「女性のチカラは企業之力」普及推進事業」とする。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みなと薬局	気仙沼市古町三二一四十六	平成二十六年二月一日
有限会社グリーン薬局	気仙沼市上田中二一一二	平成二十六年二月一日
にこにこ堂調剤薬局	気仙沼市田中前四一四五	平成二十六年二月一日
船迫調剤薬局	柴田郡柴田町西船迫二二一三十三	平成二十六年二月一日
なでしこ薬局ますざわ	本吉郡南三陸町歌津字枳沢九十一	平成二十六年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	名 称	所 在 地
変更後	変更前	医療法人社団泉松会村田透析クリニック	柴田郡村田町大字沼辺字小谷地三十
変更後	変更前	医療法人社団泉松会村田透析クリニック	柴田郡村田町大字沼辺字新小谷地二十七二
変更後	変更前	アイン薬局豊里店	札幌市東区東苗稲五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局豊里店	札幌市東区東苗稲五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局宮野中央店	札幌市白石区東札幌五条二一四一三三
変更後	変更前	アイン薬局宮野中央店	札幌市東区東苗穂五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局築館店	札幌市東区東苗稲五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局築館店	札幌市東区東苗稲五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局栗駒店	札幌市東区東苗穂五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局栗駒店	札幌市東区東苗穂五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局古川店	札幌市東区東札幌五条二一四一三三
変更後	変更前	アイン薬局古川店	札幌市東区東苗穂五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局蔵王店	札幌市東区東札幌五条二一四一三三
変更後	変更前	アイン薬局蔵王店	札幌市東区東苗穂五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局蔵王店	札幌市東区東苗穂五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局村田店	札幌市東区東苗稲五条一一二一一
変更後	変更前	アイン薬局村田店	札幌市白石区東札幌五条二一四一三三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六

九条の規定により公告する。

平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	田内科クリニク	医療法人清仁会小牛	田内科クリニク
担当する医療の種類	じん臓に関する医療		
所在地	遠田郡美里町牛飼字牛飼七十七ー二		
指定廃止年月日	平成二十五年十二月三十一日		

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県七ヶ浜町遠山五丁目四十一番三十四並びに十二番九、二十五番一、四十一番二十二及び四十一番二十三の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
七ヶ浜町